

# 小川小学校いじめ防止基本方針

「小川小学校するすみ宣言」に基づき、笑顔あふれる楽しい学校にします。

## 小川小学校 するすみ宣言

第1条…学校生活を大切にしてみんなと一生けん命がんばります。

第2条…仲間のよさをたくさん見つけてみんなが楽しい学校にします。

第3条…いつでも どこでも だれにでも笑顔であいさつして正しい言葉づかいで話します。

### はじめに

ここに定める「小川小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈一定の人間関係〉とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

〈物理的な影響〉とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

### (2) 基本認識

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、仲間はずしや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりな

がら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気生まれるようにすることが必要である。

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

### (3) 学校としての構え

- ・学校は児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## **2 いじめの未然防止のための取組** (自己有用感を高める取組)

### (1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)

- ・全ての児童が安心でき、自己肯定感を感じ、自尊感情が高まる学校生活づくりを目指す。
- ・1年間の目標や行事に向けての目標に取り組み、達成感・成就感を実感させるとともに、達成したことを自慢にできるよう指導する。
- ・全ての児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級・学校の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係を築くことができるよう、よさを認め合う学級経営・学校経営を充実する。仲間のよさを認める学級帰りの会だけでなく、全校で年間を通した仲間の「よいこと見つけ」に取り組み、仲間を見る目も育てる。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動や全校集会等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。

## **(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）**

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流等の心に響く豊かな体験活動を充実する。特に伝統的な花づくりの活動により、豊かな心を育む。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にす心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるこができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・中学校と連携した人権に関わる「するすみ宣言」を毎朝唱えることにより、人権意識を高める。

## **(3) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）**

教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。

- ・児童生徒に自己存在感を与える。
- ・共感的な人間関係を育成する。
- ・自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

## **(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する研修や情報モラルに関する研修を実施し、指導のしかたについて、教職員・保護者間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を充実する。

# **3 いじめの早期発見・早期対応**

## **(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実**

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。日常的な声かけ、日記、週1回の教育相談、定期的なアンケート（記名式）の実施等、児童が示すわずかな変化や兆候を見逃さないよう努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、連携を密に協力体制を整える。
- ・週1回の生徒指導面の交流では、生徒指導主事を中心に職員相互が常に情報を共有し、問題行動の背景にまで踏み込んでとらえられるようにする。

## **(2) 教育相談の充実**

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

## **(3) 教職員の研修の充実**

- ・年度当初の職員会議や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜研修を行う。県教育委員会作成のいじめ防止のリーフレット、教育相談の心得や方法についての資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

## **(4) 保護者との連携**

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

## **(5) 関係機関等との連携**

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から中学校や教育委員会、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

## 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：全教職員

学校職員以外：PTA会長、学校評議員、スクールカウンセラー、民生児童委員、人権擁護委員 等

## 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信</li> <li>・職員研修会の実施（「方針」）</li> <li>・PTA総会で「方針」説明</li> <li>・学校評議員の会で「方針」説明</li> <li>・心のアンケート（記名式）をもとにした養護教諭（教育相談担当）による教育相談の実施</li> </ul>	「方針」の確認
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権七夕集会で人権意識の啓発</li> <li>・家庭教育学級で情報モラルについての研修を実施</li> <li>・「第1回学校評価」</li> <li>・心のアンケート（記名式）をもとにした養護教諭（教育相談担当）による教育相談の実施</li> </ul>	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議で第1回評価をもとに、対応策を検討</li> </ul>	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA役員会で取組の見直し等について説明</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひびきあいの日」：人権意識の高揚</li> <li>・「第2回学校評価」の実施</li> <li>・心のアンケート（記名式）をもとにした養護教諭（教育相談担当）による教育相談の実施</li> </ul>	冬季休業中の指導  第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議で第2回評価をもとに、対応策を検討</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員による次年度の取組計画</li> </ul>	

3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「するすみ宣言」について振り返りと来年度への改善</li> <li>・PTA総会で取組の見直し及び次年度の取組等の説明</li> <li>・学校評議員の会で取組の見直し及び次年度の取組等の説明</li> <li>・心のアンケート（記名式）をもとにした養護教諭（教育相談担当）による教育相談の実施</li> </ul>	第3回県いじめ調査(国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ
年間通した取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週月曜日、担任による教育相談の実施</li> <li>・毎週金曜日、生徒指導交流の実施（「いじめ未然防止・対策委員会」も含む）</li> <li>・年間通した「よいこと見つけ」（特に行事への取組期間、強調月間での実践）</li> <li>・朝の会で「するすみ宣言」の意識化</li> </ul>	

## 6 いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

#### 【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### 【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合にはいじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携のもと、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

### 〔基本的な対応フロー〕

#### いじめの疑いのある情報の把握

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定

#### 校内いじめ対策委員会の設置と事実確認

- ③事実関係の丁寧で確実な把握（5W1H、複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）

#### 児童への指導と保護者との連携

- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告）

#### 解決までの見届け

- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

### （２）「重大事態」と判断された時の対応フロー

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、については、以下の対応を行う。

#### 〔主な対応〕

- ①教育委員会へ「第一報」を速やかに行う。
- ②当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導のもと、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ③上記調査を行った場合は、調査結果について教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## **7 学校評価における留意事項**

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関する事
- ② いじめの再発を防止するための取組に関する事

## **8 個人情報等の取扱い**

○個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。